

平成 29 年 2 月 24 日

一般社団法人次世代自動車振興センター

平成 28 年度クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金（CEV 補助金）
補助金交付申請受付期間の延長について

この度、平成 28 年度 CEV 補助金事業は、予算の一部を繰越し、補助金交付申請の受付期間を延長することが決定いたしました。
これに伴い、補助金交付申請の受付期限を下記のとおり変更いたします。

記

補助金交付申請の受付を切れ目なく継続し、平成 29 年 4 月 28 日（金）までの初度登録車を対象に、最終の申請書締切（必着）を平成 29 年 5 月 8 日（月）17:00 とします。

※4 月 28 日までの初度登録車は次年度に申請することはできません。
必ず 5 月 8 日までに申請ください。

【留意事項】

- ①個別車両ごとの申請書提出期限のルールは従来通りですのでご注意ください。
但し、全ての車両とも最終の受付は平成 29 年 5 月 8 日（月）17:00 到着分までです。

【個別車両ごとの申請書提出期限のルール】

車両代金の支払いを完了させた上で、初度登録日から 1 か月以内（翌月の前日）に送付（消印有効）。
初度登録日までに支払が完了しない場合は、例外的に、支払を完了させた上で、登録日の翌々月の末日までに送付（消印有効）。

【申請書提出期限の例】（初度登録日までに支払が完了しなかった場合の例）

H29 年 2 月 28 日初度登録車 ⇒ 提出期限 H29 年 4 月 30 日（消印有効）
H29 年 3 月 3 日初度登録車 ⇒ 提出期限 H29 年 5 月 8 日（必着）※最終期限

- ②繰越し予算が限られていますので、予算不足のおそれが発生した場合は受付期間を短縮することがあります。予算不足のおそれが発生した場合は、随時当センターホームページで予算消化状況等をお知らせします。

【添付】

（参考 1）CEV 補助金 補助金交付申請受付期間の延長に関する FAQ

以上

H28 年度 CEV 補助金 補助金交付申請受付期間の延長に関する FAQ

	質問	回答
Q1	受付期間の延長によって、当初の申請期限の 3 月 6 日は気にしなくてもよいということか。	☆その通りです。但し、補助事業の最終締め切り日が延長されただけで、提出ルールは変わりません。つまり、初度登録から 1 か月以内、初度登録時に車両代金の支払いが完了していない場合は、代金支払を完了した上で登録日の翌々月末までに申請しないと補助を受けられないのでご注意ください。
Q2	受付期間の延長によって、補助金の交付（振込み）はどうなるのか？	☆これまでと同様に、審査が完了した申請から順次、交付（振込み）いたします。
Q3	延長された後の締切はいつになりますか？	平成 29 年 5 月 8 日（月）（必着）が申請の最終期限となります。但し、予算に限りがあるため、申請期間中であつても受付を終了する事がありますので、登録及び支払終了後速やかに申請書を提出してください。
Q4	予算はいくら繰越になりますか？	繰越額は明示できませんが、予算の不足が認められる場合は締切等をホームページ （http://www.cev-pc.or.jp/#no01） で公開します。